

令和 8 年度 こども青少年局保育士（つどいの広場）会計年度任用職員採用選考実施要項

地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することを目的とする「つどいの広場」の運営にあたり、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に規定する保育士資格を持ち、子育て支援に関して豊富な知識と経験を有し、保育業務・相談業務を担う職員が必要であり、その従事者として地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に基づく、こども青少年局保育士（つどいの広場）会計年度任用職員を次のとおり募集します。

1 募集内容等

- ・業務内容 公立保育所つどいの広場における運営責任者（親子へのあそびの場の提供・講座の計画実施・相談業務等及びこれに付随する事務業務全般）
- ・募集人数 若干名
- ・採用期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- ・勤務場所 公立保育所に附設のつどいの広場 7 か所
※勤務場所については、希望することはできません。

2 応募資格

次の（１）（２）の要件をすべて満たす者が応募できます。

（１）保育士資格を有し、保育所等において常勤の保育士として 10 年以上の勤務経験を有する者。

（２）地方公務員法第 16 条各号に該当しない者

ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者

ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 勤務条件等（令和 8 年 4 月 1 日見込み）

（１）勤務時間等

- ・勤務日 月曜から金曜の週 5 日
- ・勤務時間 午前 9 時から午後 4 時 30 分のうち 1 日 6 時間（別途、休憩時間 45 分あり）

（２）休日

土・日・祝日・年末年始（12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日）

（３）休暇等

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則に基づき付与されます。

- ・年次休暇は採用時に 12 日分を付与（採用時期によっては、日数が変更されます）。
- ・特別休暇

【有給】夏季休暇、忌引休暇、結婚休暇、産前産後休暇 等

【無給】育児時間休暇、子の看護等休暇、短期介護休暇 等

※その他、育児休業制度、介護休暇等制度、病気休暇制度あり。

(4) 報酬等 (令和7年11月1日現在)

報 酬 額 172,492 円～201,492 円 (月額)

※報酬額は採用されるまでの職歴等によって上記の範囲内で決定されます。

※上記の他に通勤手当や勤務実績に応じた手当 (期末勤勉手当、超過勤務手当等) が支給されます。

※上記報酬等は、給与改定等により変更される場合があります。

(5) 社会保険

健康保険 (大阪市職員共済組合)、厚生年金保険及び雇用保険に加入し、労災 (通勤災害含む) の適用があります。

(6) 服務

- ・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。
- ・営利企業への従事 (兼業) については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

(7) その他

受験資格がないこと並びに申し込みの内容及び受験提出書類等に虚偽があることが認められた場合には、合格を取り消すことがあります。

また、採用にあたっては、任命権者において、児童福祉法第18条の20の4第3項の規定に基づき、同条第1項のデータベース (保育士特定登録取消者管理システム) を活用することとし、児童生徒性暴力等を行ったことが判明した場合には採用されないことがあります。

4 試験日時・場所

(1) 試験日時

令和8年1月15日 (木曜日) ※集合時間等詳細については、後日受験案内とともに通知します。

(2) 場所

阿波座センタービル (所在地: 大阪市西区立売堀4丁目10番18号)

5 選考方法

(1) 小論文試験 (事前課題)

次の地域子育て支援拠点事業に関する主題について、ご自身の考えを本市が指定する様式に800字以内にまとめ、申込の際に提出してください。※本市指定様式は添付しています。

＜小論文主題＞

地域子育て支援拠点事業の役割として、「子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場の提供」があげられます。つどいの広場担当保育士として、この役割を果たすために、これまでの経験をどのように活かしていこうと考えますか。

(2) 面接試験

(3) 合格者の決定方法

試験の可否は小論文試験及び面接試験の合計得点により決定され、合計得点が一定点数以上で上位の者を合格者とします。ただし、小論文試験及び面接試験のいずれかが一定の基準に達していない場合は不合格とします。

※試験結果については、受験者本人あてに送付します。なお、受験者本人以外にはお知らせできません。

6 申込方法

(1) 申込期間

令和7年12月4日（木曜日）から令和7年12月25日（木曜日）まで【締切日必着】

(2) 提出書類

①大阪市会計年度任用職員採用申込書

必要事項を記入し、写真（3か月以内に撮影した写真）を必ず貼付してください。

②申立書

③面接カード

④小論文用紙（※5の小論文主題に対してご自身の考えをまとめたもの）

⑤受験案内送付用の定型封筒（長型3号）

必ず宛先を記載のうえ、110円切手を貼付してください。

※①②③④の様式は、大阪市ホームページからダウンロードできます。

(3) 申込書の受付場所（送付先）

【宛て先】 〒550-0012 大阪市西区立売堀4丁目10番18号

【宛て名】 大阪市こども青少年局 幼保施策部 保育所運営課

- ・提出書類の①～⑤を上記送付先まで必ず簡易書留等にて送付してください。別の方法により送付された場合の事故については責任を負いません。また、送付料金不足の場合は、受け付けません。なお、持参による受付は行いません。
- ・送付される封筒には、朱書きで「令和8年度こども青少年局保育士（つどいの広場）会計年度任用職員採用選考申込書在中」と明記してください。
- ・受験案内は、試験前日までに本人あて送付します。受験案内が試験日前日までに到着しない場合は、大阪市こども青少年局幼保施策部保育所運営課まで連絡してください。
- ・様式がダウンロードできない場合、市民情報プラザ（市役所1階）・大阪市サービスカウンター（梅田・難波・天王寺）・区役所区民情報コーナー・大阪市が運営する保育所にて受付期間中配架していますので、受け取ることができます。

7 合格から採用まで

(1) 受験者の成績が一定の水準に達しない場合は、合格者数が採用予定人数を下回る場合があります。

(2) 合格者は、試験の合計得点の高い順に「候補者名簿」に登録され、その登録順に基づき採用します。なお、「候補者名簿」の登録期間は、名簿登録の日から1年間となりますので、登録されても採用時期が令和8年4月2日以降になる場合や採用されない場合もあります。

- (3) 採用決定するにあたり、候補者名簿に登録された採用候補者に事前に連絡を行いますが、本人の都合により辞退された場合は、「候補者名簿」順位の最後尾に再登録となります。
- (4) 保育士資格については、児童福祉法第 18 条の 18 第 1 項により、都道府県知事への保育士登録が必要です。なお、同法第 18 条の 5 各号に該当して保育士登録を受けられない場合は採用されません。
- (5) 採用予定者の勤務地については、令和 8 年 3 月中旬頃、通知する予定です。
- (6) 内定が決定した採用予定者に対しては、別途、初任給決定に必要な書類等を提出していただきます。
- (7) 合格後、やむを得ない事情により、令和 8 年 4 月からの勤務が出来ない場合は、大阪市こども青少年局 幼保施策部保育所運営課まで早急に連絡してください。

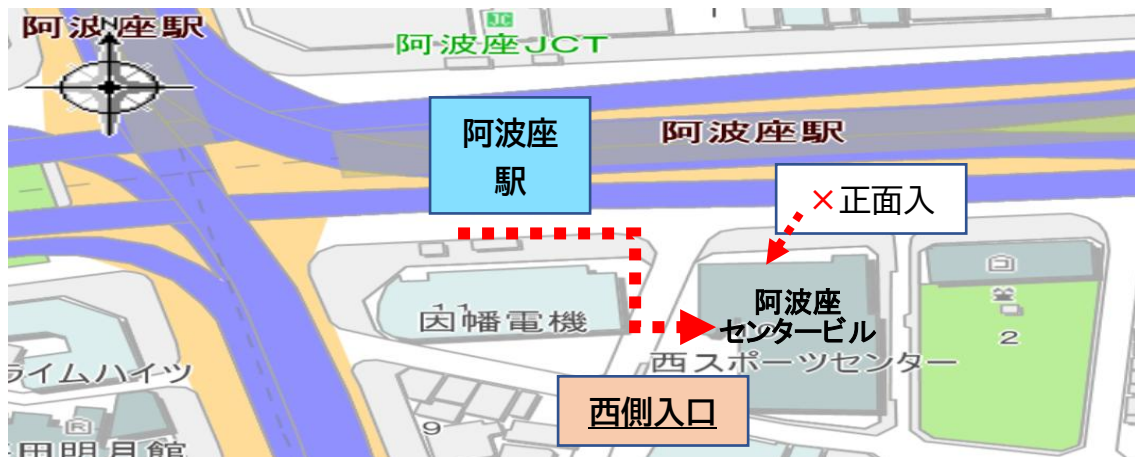
8 その他

- (1) 来場には公共交通機関をご利用ください。
- (2) この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。
- (3) 可否に関する電話等での問い合わせには応じません。
- (4) 受験に際してお預かりした個人情報、同採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき、適正に管理します。
- (5) 本採用は令和 8 年度予算の発効をもって有効とします。

9 問合せ先

〒530-0012 大阪市西区立売堀 4 丁目 10 番 18 号 阿波座センタービル 4 階
大阪市こども青少年局 幼保施策部 保育所運営課（電話：06-6684-9218）

【試験会場（阿波座センタービル）周辺図】



〔交通機関〕
Osaka Metro 中央線・千日前線「阿波座」駅 4 号出口上がって徒歩 1 分。
正面入口からは入れませんので、西側入口から入ってください。
因幡電機のビルに沿って右へ曲がったところに入口があります。

応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。次に記載している条例等の内容は、一部を抜粋したものです。心得た上で、申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】（抜粋）

（倫理原則）

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

（職員倫理規則）

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあっては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けない